

救急患者さまへのお願い

救急外来は通常の夜間診療所ではありません

救急診療の性格から、緊急性の高い重症患者の診察・治療を優先しています。救急当直医が緊急手術や緊急処置中などのために救急外来での診療が遅れたり、緊急対応ができない場合がありますが、ご理解をお願いいたします。
また、診療科の違いや検査の状況などにより診察の順番が受付の順番と異なることがありますので、ご理解をお願いいたします。

救急外来で可能な検査や治療には限界があることをご理解ください

救急外来では、スタッフ数や対応できる診療科目などが限られていることから、疾患や外傷の種類によっては十分な対応ができない場合があります。そのような場合には、他の救急病院をご紹介したり、応急の処置の後で他の医療機関をご紹介したり、翌日の専門診療科受診を指示させていただいておりますので、ご理解ください。

お薬の処方日数についてのお願い

救急外来での薬の処方は、原則的に平日の通常診療が始まるまでの日数分（通常は1日分、休前日は2～3日分）とさせていただきます。
救急外来では詳しい検査などができませんので、診断が確定されないことも多いことをご承知ください。翌日ないしはできる限り早い段階で、専門診療科への受診をお願いいたします。そのような意味において、救急外来での処方日数に制限を設けておりますので、あらかじめご理解ください。

診療を妨害する行為をなくすためのお願い

暴力行為やセクシャル・ハラスメントは犯罪です。
暴力・暴言などで他の患者さんにご迷惑がかかる場合や、医療従事者の診療行為が妨げられる場合には、たとえ患者さんであっても診療をお断りしたり、中止することがあります。また、必要に応じて警察へ通報することがありますので、あらかじめご理解ください。
暴力だけでなく、数々の暴言や威嚇行為が、患者さんのために働こうとしている医療従事者に不安と恐怖を与え、救急診療を敬遠する医療従事者を増やしている実情をご理解ください。これらの行為は酒酔いなどを理由に免罪されるものではありません。
あなた一人だけのための病院ではないことをあらためてご理解ください。

救急外来の「コンビニ化」を防ぐためのお願い

当院は1次救急、2次救急という行政側、医療機関側の考える区分にとらわれず、急な病気やケガなどで救急受診を希望される患者・地域住民の要望に沿い、1次救急として位置付けられる軽症例を含めた救急患者の受入れも行ってありますが、入院治療を要する患者への対応を中心とする2次救急対応の病院として位置付けられています。

近年、医療崩壊が叫ばれる中で、救急診療体制の問題も大きく取り上げられ、救急外来を夜間診療外来のような扱いで受診される患者数の多さも問題視されています。救急対応を要する患者の治療が迅速かつ円滑にできるように当院でも努力しておりますが、医療スタッフの人数などは限られており、十分に満足できる対応になっていないのが現実です。患者さん、地域住民の皆様におかれましても、急を要さない症状の場合や皆様の時間調整が可能な場合には、通常診療時間帯に受診して下さるようお願いいたします。

臨床研修医の診療への参加についてのお願い

当院は「臨床研修指定病院」として、医学部を卒業して医師となった「初期臨床研修医」（通称：研修医）の卒後臨床教育を担っており、指導医による教育のもと、院内全ての診療活動に研修医を参加させています。このため、救急外来におきましても、研修医による問診や診察・処置が行われますことをご確認ください。もちろん、当院では研修医の育成に力を入れるとともに、診療や治療の最終判断は必ず上級医が責任をもって行うよう努めております。
研修医の救急診療への参加は、救急医療に積極的かつ適切に対応できる良医を育てるためには欠かせません。また、地域の皆様の救急医療に対するニーズに対応するために必要なことでもあります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

15歳未満の子どもさんお一人での受診はお断りしています

検査や投薬、場合によっては手術や入院など、保護者の同意が必要となる場合がございます。また、診断や治療に関して選択肢がある場合には、十分内容をご理解頂いたうえで保護者の方に判断していただくことがあります。以上のことから、原則として15歳未満のお子さんには、保護者の方が付き添って受診いただくようお願いいたします。